(目的)

第1条 高齢社会の到来と核家族化が進む中で、長寿に伴う問題として認知症高齢者等の徘徊による所在不明者が増加傾向にある。このようなことから、保健、医療、福祉及び関係機関との密接な連携を図るネットワークを通じて、所在不明になった認知症高齢者等を早期に発見し、生命及び身体の安全確保を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 船橋市はSOSネットワークを運営し、自治会連合協議会、民生・児童 委員、船橋警察署、船橋東警察署、社会福祉協議会、医師会等との連絡調整を 行う。

(事務局)

第3条 事務局を船橋市地域包括ケア推進課に置く。

(構成)

第4条 SOSネットワークを構成する団体は、第7条に定める機関・団体とする。

(実施事項)

第5条 SOSネットワークを構成する団体は、捜索活動及び情報の伝達を実施する。

(個人情報)

第6条

- (1) SOSネットワークで使用する個人情報は、第1条に規定する目的以外に 使用してはならない。
- (2) SOSネットワークで提供する個人情報は、その目的が達成された場合速やかに廃棄すること。

(関係機関・団体の役割)

第7条

- (1) 自治会連合協議会
 - ア 捜索活動への協力に関すること
 - イ 市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
 - ウ 家族や保護者への支援と助言に関すること
- (2) 民生·児童委員
 - ア 捜索活動への協力に関すること
 - イ 市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
 - ウ 家族や保護者への支援と助言に関すること

(3) 警察署

- ア 所在不明現場周辺の捜索活動に関すること
- イ 各協力団体に対する捜索依頼、指導に関すること
- ウ 他の警察署への通報に関すること
- エ 保護状況の把握と関係機関との調整に関すること
- オ SOSネットワーク事業実施における手配事務に関すること
- カ 市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること

(4) 消防局

- ア 捜索範囲の拡大に伴う捜索協力に関すること
- イ 救急車による収容をした場合は、保護状況の把握と関係機関への連絡に 関すること
- (5) 特別養護老人ホーム
 - ア 一時収容に関すること
 - イ 市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
- (6) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター
 - ア 介護相談に関すること
 - イ 市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
- (7) 社会福祉協議会
 - ア 捜索活動への協力に関すること
 - イ 会員、市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
- (8) その他の機関・団体
 - ア 捜索活動への協力に関すること
 - イ 利用者、市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
- (9) 船橋市
 - ア 捜索活動への協力に関すること
 - イ 市民に対するSOSネットワークの普及啓発に関すること
 - ウ 近隣市との連絡調整に関すること
 - エ 関係機関、団体相互の情報の整理及び調整に関すること
 - オ SOSネットワーク事業実施における事務に関すること
- カ ふなばし情報メール(行方不明高齢者等情報)の配信に関すること (その他)

第8条

- (1) 団体内部の連絡網については、団体の事情に合わせ団体毎に作成する
- (2) 捜索に伴うチラシ等の作成については、依頼者とする
- (3) この実施要綱に定めるもののほか必要な事項は、船橋市、船橋警察署、船橋東警察署協議の上、関係機関、団体に協力要請する

附 則

- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年1月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。